

堺市公報 第87号	令和元年 9月13日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<規則>	
○堺市公印規則の一部を改正する規則 【総務局行政部法制文書課】	3
<告示>	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の休止について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の名称変更について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	7
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の休止について	

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の名称変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在地変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	9
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	10
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の廃止について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	11
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の辞退について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	12
○介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の廃止について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	13
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の廃止について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	15
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援の事業の廃止について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	16
○介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の廃止について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	16
<公告>	
○堺市立人権ふれあいセンターの開館時間について	
【市民人権局人権部人権企画調整課】	17
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について	
【産業振興局商工労働部商業流通課】	18
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について	
【産業振興局商工労働部商業流通課】	19

<上下水道局管理規程>

○堺市上下水道局局議規程の一部を改正する規程

【上下水道局経営企画室】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

○堺市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

【上下水道局サービス推進部給排水設備課】・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

規 則

堺市公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年9月13日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第62号

堺市公印規則の一部を改正する規則

堺市公印規則（昭和42年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「第3条第10号」を「第3条第9号」に改める。

別表専用公印の表保健福祉総合センター所長共通印の項使用区分の欄第2号中「支給認定」を「教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定（同法第30条の4第1項第1号の小学校就学前子どもに係るものを除く。）」に改め、同表保険年金行政事務用区長印の項使用区分の欄第1号オ中「国民年金障害基礎年金所得状況届」を「国民年金障害基礎年金又は年金生活者支援給付金に係る所得状況又は世帯状況に関する文書」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の別表専用公印の表（以下「改正後規定」という。）に定める使用区分に掲げる事務のうち、堺市子ども・子育て支援施行規則の一部を改正する規則（令和元年規則第49号）附則第2項又は年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）附則第2条の規定により行う手続に係るものについては、令和元年10月1日前においても、改正後規定の例により行うものとする。

告 示

堺市告示第330号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和元年9月13日

堺市長 永藤英機

1 診療所

名称	所在地	指定年月日
やまたつ眼科	堺市中区大野芝町135-3	令和元年7月1日
つつい眼科クリニック	堺市北区新金岡町5-3 107号	令和元年7月1日

2 歯科

名称	所在地	指定年月日
おとのは歯科	堺市北区新金岡町5-1-1 3階	令和元年8月1日

3 薬局

名称	所在地	指定年月日
はつしば薬局	堺市東区日置荘西町2-4-27	令和元年8月1日
スギ薬局 新金岡店	堺市北区長曾根町720-1	令和元年8月1日

堺市告示第331号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和元年9月13日

堺市長 永藤英機

1 診療所

名称	所在地	廃止年月日
浅井整形外科	堺市堺区綾之町西1-3-3	平成29年8月31日
やまたつ眼科	堺市中区大野芝町139-4	令和元年6月30日
つつい眼科クリニック	堺市北区新金岡町5-3-110号 エ スポワール新金岡1F	令和元年6月30日

2 薬局

名称	所在地	廃止年月日
薬の山下薬局	堺市堺区向陵中町4-7-20	平成31年4月6日
プラス薬局	堺市北区中百舌鳥町4-77	令和元年7月31日

3 訪問看護

名称	所在地	廃止年月日
愛夢訪問看護ステーション	堺市北区長曾根町3056-9 先野ビル 201号	平成27年12月31日

堺市告示第332号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の休止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和元年9月13日

堺市長 永 藤 英 機

名称	所在地	休止年月日
訪問看護ステーションRESOLAS	堺市西区浜寺諏訪森町東3-358 諏訪森東ハイツ202号	令和元年7月31日

堺市告示第333号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和元年9月13日

堺市長 永 藤 英 機

変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
--------	--------	-----	-------

A n e l a	訪問看護ステーションA n e l a	堺市西区鳳中町1-12-9 202号	平成30年4月1日
-----------	---------------------	--------------------	-----------

堺市告示第334号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和元年9月13日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	事業所名称	所在地	廃止年月日
訪問看護	田中耳鼻咽喉科	堺市北区蔵前町1512 小郷ビル2F	平成15年6月30日
訪問リハビリテーション	田中耳鼻咽喉科	堺市北区蔵前町1512 小郷ビル2F	平成15年6月30日
居宅療養管理指導	田中耳鼻咽喉科	堺市北区蔵前町1512 小郷ビル2F	平成15年6月30日
訪問看護	浅井整形外科	堺市堺区綾之町西1-3-3	平成29年8月31日
訪問リハビリテーション	浅井整形外科	堺市堺区綾之町西1-3-3	平成29年8月31日
居宅療養管理指導	浅井整形外科	堺市堺区綾之町西1-3-3	平成29年8月31日
訪問介護	陵東館ヘルパーステーション	堺市北区長曾根町1210-1	令和元年6月30日

居宅介護支援	ケア・さんとケアプランセンター	堺市東区草尾576-2	令和元年6月30日
訪問介護	訪問介護ハートランド南大阪	堺市北区北花田町3-22-9	令和元年6月30日

堺市告示第335号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の休止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和元年9月13日

堺市長 永藤英機

事業の種類	事業所名称	所在地	休止年月日
介護予防訪問看護	訪問看護ステーションRESOLAS	堺市西区浜寺諏訪森町東3-358 諏訪森東ハイツ202号	令和元年7月31日
訪問看護	訪問看護ステーションRESOLAS	堺市西区浜寺諏訪森町東3-358 諏訪森東ハイツ202号	令和元年7月31日

堺市告示第336号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び

特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和元年9月13日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
訪問介護	訪問介護ユアセルフ	ヘルパーステーションえふく	堺市東区日置荘西町4-36-13-203	平成30年9月1日
介護予防訪問サービス	訪問介護ユアセルフ	ヘルパーステーションえふく	堺市東区日置荘西町4-36-13-203	平成30年9月1日

堺市告示第337号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和元年9月13日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
-------	----	---------	---------	-------

介護予防居宅療養管理指導	泉薬局	堺市堺区中瓦町1-4-26 忠岡ビル1F	堺市堺区中瓦町1-4-26 堺東P Sビル1F	平成28年5月1日
居宅療養管理指導	泉薬局	堺市堺区中瓦町1-4-26 忠岡ビル1F	堺市堺区中瓦町1-4-26 堺東P Sビル1F	平成28年5月1日
訪問介護	株式会社介護ステーション集	堺市中区東山479-4	堺市中区深阪4-4-65	令和元年6月1日
介護予防訪問サービス	株式会社介護ステーション集	堺市中区東山479-4	堺市中区深阪4-4-65	令和元年6月1日
訪問介護	一休	堺市東区南野田439-12	堺市東区南野田454-6 2階	平成31年4月1日
介護予防訪問サービス	一休	堺市東区南野田439-12	堺市東区南野田454-6 2階	平成31年4月1日
訪問介護	ヘルパーステーションえふく	堺市中区東山218-6	堺市東区日置荘西町4-36-13-203	平成30年9月1日
介護予防訪問サービス	ヘルパーステーションえふく	堺市中区東山218-6	堺市東区日置荘西町4-36-13-203	平成30年9月1日
訪問介護	Let'sウエル訪問介護事業所	堺市南区茶山台3-9-7	堺市西区草部175-3 北野ビル302	平成29年6月1日
介護予防訪問サービス	Let'sウエル訪問介護事業所	堺市南区茶山台3-9-7	堺市西区草部175-3 北野ビル302	平成29年6月1日
夜間対応型訪問介護	Nightウエル夜間訪問介護事業所	堺市南区茶山台3-9-7	堺市西区草部175-3 北野ビル302	平成29年6月1日

堺市告示第338号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（

平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号(中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和元年9月13日

堺市長 永 藤 英 機

1 あんま・マッサージ

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
野添 由加	三国ヶ丘マッサージ治療院	堺市北区百舌鳥赤畑町1-28-6	令和元年7月12日
大谷 心治	訪問マッサージKE i ROW 堺北区ステーション	堺市北区東浅香山町1-257-7	令和元年8月9日

2 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
三崎 隆治	うららか鍼灸院	堺市堺区東雲西町1-2-7-101	令和元年7月1日
大谷 心治	訪問マッサージKE i ROW 堺北区ステーション	堺市北区東浅香山町1-257-7	令和元年8月9日

3 柔道整復

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
橋本 征治	くけん整骨院	堺市堺区宿屋町西2-2-4	令和元年8月1日

堺市告示第339号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50

条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和元年9月13日

堺市長 永藤英機

1 あんま・マッサージ

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
左 健吾	三国ヶ丘マッサージ治療院	堺市北区百舌鳥赤畑町1-28-6	平成30年11月20日

2 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
中谷 正一	光井鍼灸院 堺市堺区	堺市堺区翁橋町1-8-6-504	令和元年7月31日
上家 淳二	こころ堺はりきゅう治療院	堺市中区深井東町354-1-302	令和元年7月31日

3 柔道整復

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
下野 泉	下野柔道整骨院	堺市西区鳳東町3-26-5-2	令和元年7月31日
橋本 征治	くけん整骨院	堺市堺区九間町西2-2-32	平成31年3月12日

~~~~~  
堺市告示第340号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の辞退について届出があったので、生活保護法第55条の3第3号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和元年9月13日

堺市長 永 藤 英 機

1 はり・きゅう

| 施術者   | 施術所名   | 所在地            | 辞退年月日    |
|-------|--------|----------------|----------|
| 武市 泰弘 | たけち鍼灸院 | 堺市堺区向陵東町3-2-25 | 令和元年9月1日 |

2 柔道整復

| 施術者   | 施術所名   | 所在地            | 辞退年月日    |
|-------|--------|----------------|----------|
| 武市 泰弘 | たけち整骨院 | 堺市堺区向陵東町3-2-25 | 令和元年9月1日 |

堺市告示第341号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、次のとおり指定居宅サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第78条第2号の規定により告示する。

令和元年9月13日

堺市長 永 藤 英 機

|            |                          |
|------------|--------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776201218               |
| 事業所名称      | 心訪問介護ステーション              |
| 事業所所在地     | 堺市東区北野田617番地9 OLVビル1F    |
| 指定の申請者     | 株式会社ロハル                  |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市東区北野田617番地9 OLVビル1F |
| 代表者名       | 大島 宏二                    |
| 廃止年月日      | 平成31年2月28日               |
| サービスの種類    | 訪問介護                     |

|            |                    |
|------------|--------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2770107809         |
| 事業所名称      | 訪問介護ケアリハ堺          |
| 事業所所在地     | 堺市堺区九間町西二丁2番32号    |
| 指定の申請者     | 有限会社ライフステージ        |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市堺区九間町西二丁2番32号 |
| 代表者名       | 大西 亘               |
| 廃止年月日      | 平成31年3月31日         |
| サービスの種類    | 訪問介護               |

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776501476        |
| 事業所名称      | ケアステーションあかり       |
| 事業所所在地     | 堺市北区新金岡町三丁4番8号    |
| 指定の申請者     | 株式会社新和            |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市北区新金岡町三丁4番8号 |
| 代表者名       | 町口 真哉             |
| 廃止年月日      | 平成31年3月31日        |

|         |      |
|---------|------|
| サービスの種類 | 訪問介護 |
|---------|------|

|            |                 |
|------------|-----------------|
| 介護保険事業所番号  | 2770106603      |
| 事業所名称      | 有限会社サンケアリング     |
| 事業所所在地     | 堺市西区鳳東町七丁814    |
| 指定の申請者     | 有限会社サンケアリング     |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市西区鳳東町七丁814 |
| 代表者名       | 内山 甚太郎          |
| 廃止年月日      | 平成30年9月30日      |
| サービスの種類    | 福祉用具貸与          |

堺市告示第342号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定に基づき、次のとおり指定地域密着型サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和元年9月13日

堺市長 永 藤 英 機

|            |                    |
|------------|--------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2770107890         |
| 事業所名称      | デイサービスケアリハ堺        |
| 事業所所在地     | 堺市堺区九間町西二丁2番32号    |
| 指定の申請者     | 有限会社ライフステージ        |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市堺区九間町西二丁2番32号 |
| 代表者名       | 大西 亘               |

|         |            |
|---------|------------|
| 廃止年月日   | 平成31年3月31日 |
| サービスの種類 | 地域密着型通所介護  |

## 堺市告示第343号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、次のとおり指定居宅介護支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和元年9月13日

堺市長 永藤英機

|            |                  |
|------------|------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776200665       |
| 事業所名称      | ケアプランセンター ステップケア |
| 事業所所在地     | 堺市東区丈六197番地10    |
| 指定の申請者     | 株式会社ライフハンド       |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市東区丈六197番地10 |
| 代表者名       | 濱内 伸彦            |
| 廃止年月日      | 令和元年5月31日        |
| サービスの種類    | 居宅介護支援           |

## 堺市告示第344号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、次のとおり指定介護予防サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第115条の10第2号の規定により告示する。



令和元年9月13日

堺市長 永 藤 英 機

|            |                 |
|------------|-----------------|
| 介護保険事業所番号  | 2770106603      |
| 事業所名称      | 有限会社サンケアリング     |
| 事業所所在地     | 堺市西区鳳東町七丁814    |
| 指定の申請者     | 有限会社サンケアリング     |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市西区鳳東町七丁814 |
| 代表者名       | 内山 甚太郎          |
| 廃止年月日      | 平成30年9月30日      |
| サービスの種類    | 介護予防福祉用具貸与      |

## 公 告

### 堺市公告第500号

堺市立人権ふれあいセンター条例（昭和49年条例第34号）第24条第1項第2号の規定に基づき、堺市立人権ふれあいセンターの開館時間を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第23条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年9月13日

堺市長 永 藤 英 機

#### 1 開館時間

令和元年11月24日（日曜日）における堺市立人権ふれあいセンターの開館時間を、午前9時から午後3時30分まで（舳松人権歴史館については、午前9時30分から午後3時30分まで）とする。

また、西側の駐車場は催し会場となるため、午前0時から午後4時までは利用不可と

する。

## 2 理由

ふれあいフェア2019開催のため

~~~~~

堺市公告第501号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商工労働部商業流通課及び中区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和元年9月13日

堺市長 永 藤 英 機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友堺福田店

堺市中区陶器北1684番地1 ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

合同会社西友

代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社 職務執行者 リオ
ネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー

東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名 称 合同会社西友

代表者 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社
職務執行者 上垣内 猛
所在地 東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後) 名称 合同会社西友
代表者 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社
職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ド
ウ・マレドスー
所在地 東京都北区赤羽二丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

4 変更年月日
平成31年3月15日

5 届出年月日
令和元年8月29日

~~~~~  
堺市公告第502号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商工労働部商業流通課及び西区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和元年9月13日

堺市長 永藤英機

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西友楽市 上野芝  
堺市西区上野芝町二丁目7番3号 ほか
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
合同会社西友  
代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社 職務執行者 リオ  
ネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー  
東京都北区赤羽二丁目1番1号
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 名 称 合同会社西友  
代表者 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社  
職務執行者 上垣内 猛  
所在地 東京都北区赤羽二丁目1番1号  
  
(変更後) 名 称 合同会社西友  
代表者 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社  
職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ド  
ウ・マレドスー  
所在地 東京都北区赤羽二丁目1番1号
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 4 変更年月日  
平成31年3月15日
- 5 届出年月日  
令和元年8月29日

堺市上下水道局局議規程の一部を改正する規程を公布する。

令和元年9月13日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第21号

#### 堺市上下水道局局議規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局局議規程（平成14年水道局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、管理監」を削り、「、理事、」を「及び」に、「及び部理事」を「の職にある者」に改める。

第3条第8号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第4条第2項中「毎週」を「毎月最終の」に改める。

第5条第3項中「経営企画室長」を「局次長」に改め、同条第4項中「又は部理事（以下「部長等」という。）」を削り、同条第5項中「部長等」を「部長」に改める。

第6条中「部長等」を「部長」に改める。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

~~~~~

堺市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を公布する。

令和元年9月13日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第22号

堺市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号アを次のように改める。

ア 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として法施行規則第20条の2で定めるもの

第4条第3号オ中「エ」を「オ」に改め、同号中オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第12条第1項第3号、第13条第5号ア及び第16条第2項中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この規程は、令和元年9月14日から施行する。ただし、第12条、第13条及び第16条の改正規定は、令和元年10月1日から施行する。